

鶴屋友の会会則を十分お読みいただいた上、お申し込みくださいませ。

訪問販売で友の会の入会をお申し込みいただいた場合のクーリング・オフのお知らせ

- 1 入会者は、この会則を受領した日から起算して8日間は、第1条に規定する「株式会社鶴屋友の会」宛に書面にて通知することにより、この入会の撤回(以下「クーリング・オフ」といいます。)をすることができます。
- 2 入会者が、友の会会社がクーリング・オフに関して不実を告げたことにより誤認し、または友の会会社が威迫したことにより困惑し、これらによってクーリング・オフを行わなかった場合には、入会者は、改めてクーリング・オフができる旨の書面を受領した日から起算して8日間は、前項と同様の方法により、クーリング・オフをすることができます。
- 3 クーリング・オフの効力は、クーリング・オフをする旨の書面(ハガキ、封書)を発送した時に生じます。
- 4 この入会がクーリング・オフされた場合、既にお支払いされている予約金等は遅滞なく全額お返しします。予約金等の返還に必要な費用は、友の会会社が負担します。
- 5 入会者は、クーリング・オフをした場合、友の会会社に対し損害賠償または違約金を支払う必要はありません。

鶴屋友の会会則

株式会社鶴屋友の会

第1条 名称及び所在地

本会の名称は鶴屋友の会と称します。本会は、熊本市中央区手取本町6番1号所在の株式会社鶴屋友の会が運営します。

第2条 目的

本会は、株式会社鶴屋百貨店及び各出張所・サテライトショップ各店・関連グループ各社をご愛顧くださる日本国内居住の会員によって組織され、お買物等の便宜と会員相互の親睦を図る事を目的とします。

第3条 特典

- (1) 会員は第6条会員証兼お買物カードの交付その他の本会が定める特典を受けられるほか、随時、本会が企画する各種催物にも参加いただけます。
- (2) 本会の特典を受けられる会員は、毎月継続して積立金(会費)を払い込みいただいた会員ご本人に限ります。

第4条 積立コースの種類、募集期間、入会、積立方法及び御預証の発行

- (1) 本会へ新規入会ご希望のお客様は、書面(入会申込書)にて本会所定の方法により入会を申し込みとともに、予約金として1回分の積立金(会費)相当額をお積立いただき、本会が入会を認めたとときに入会並びに契約成立とします。

新規ご入会の際にはご本人様の確認書類(運転免許証・健康保険証等)が必要となります。代理人の方がお手続きに来られる場合は、委任状、代理人様身分証明書(運転免許証・健康保険証等)が必要となります。また法人会員の場合は、法人様委任状、お手続きに来られる方の身分証明書(運転免許証・健康保険証等)が必要となります。

なお、お一人様のお申し込み口数は1年間で20口までとします。また、ご入会時にはオンラインストアや残高確認等を利用する際に使用する4桁の暗証番号の登録が必要となります。また、メールアドレスを登録いただくことで、友の会メールサービス(メールでの満期通知及び継続のお手続き)を利用することができます。

- (2) 1カ年(半年コースの場合は6カ月)の会費積立完了後の次年度以降のご入会(継続)につきましては
 - ①窓口持参の方は、友の会窓口にて継続入会申込書にご署名いただき、第1回分の積立金(会費)を払い込みいただくことで同一会員証兼お買物カードで継続されます。
 - ②預貯金口座自動振替(払込み)の方で
- (ア) メールサービスご利用の方は、本会からの継続確認メールをご確認いただき、指定する期間内に返信いただくことで、本会にご入会(継続)並びに契約成立とさせていただきます、同一会員証兼お買物カードに同一コースで継続されます。
- (イ) メールサービスを利用されていない方は、本会からの継続意思確認ハガキにご署名の上、指定する期間内に返送いただくことで、本会にご入会(継続)並びに契約成立とさせていただきます、同一会員証兼お買物カードに同一コースで継続されます。なお、預貯金口座自動振替の方がコース内容、口数を変更される場合は窓口または自動受付機でのお手続きが必要となります。

※ 継続ご入会の窓口でのお手続きの場合は、ご入会の際にはご本人様の確認書類(運転免許証・健康保険証等)または印鑑が必要となります。代理人の方がお手続きに来られる場合は、委任状、代理人様身分証明書(運転免許証・健康保険証等)が必要となります。また、法人様ご入会の際は、法人様委任状、お手続きされる方の確認書類(運転免許証・健康保険証等)が必要となります。

- (3) 契約成立とともに、予約金は第1回分の積立金(会費)とし、契約金額から第1回分を除いた残高については、下表に記載されている内容に基づき本会へ払い込みください。窓口持参の方はご入金の際、会員証兼お買物カードが必要となります。

なお、積立途中でのコースの変更及び1口の契約金額の変更はできません。

コースの種別	毎月の積立金	1口の契約金額	ボーナス	満期お受取額	
・ボーナスコース ・キッズコース	払込期間1年	3,000円	36,000円	3,000円	39,000円
		5,000円	60,000円	5,000円	65,000円
		10,000円	120,000円	10,000円	130,000円
○募集期間 通年 ○払込期間 1年 ○払込回数12回					
・ボーナスコース ・キッズコース	払込期間半年	5,000円	30,000円	2,000円	32,000円
		○募集期間 通年 ○払込期間 半年 ○払込回数 6回			

- ※ お積立の払い込み方法は、ご持参払い(毎月末日まで)、預貯金口座自動振替(毎月28日)のいずれかとなります。
- ※ 預貯金口座自動振替ご利用の方は事務手数料としてカード毎に毎月27円(税込)をいただきます。また、お手続きに郵便でのお手続きをご希望の方(友の会メールサービスを利用されない方)は、上記の事務手数料に加えて、コース毎に毎月14円(税込)の事務手数料をいただきます。※お積立が1コースの場合、毎月41円(税込)をいただきます。1コース増えるごとに毎月14円(税込)の手数料が追加で発生いたします。(事務手数料は会費と合わせて口座振替させていただきます)
- ※ コースのお申込時に事務手数料については会員のご確認を頂きます。なお、お積立方法の変更や友の会メールサービスご利用に変更された場合でも、それまでにいただいた事務手数料のご返却は致しません。
- ※ 金融機関の振替は毎月28日といたします。なお金融機関が当日休業日の場合は翌営業日となります。
- ※ キッズコースは入会条件に0歳から12歳までの年齢制限があります。

- (4) 払い込みいただいた積立金（会費）については、所定の御預証を積立金（会費）払い込みの都度、発行します。金融機関ご利用の場合は通帳記帳または入出金明細をもって御預証に代えさせていただきます。御預証または、御預証に代わるものはお買物カードをお渡しするまで保管願います。
- (5) 金融機関等への預金と異なり、払い込みいただいた積立金（会費）には利息は発生いたしません。

第5条 鶴屋友の会会則の交付・再交付

- (1) 本会は、入会申し込みの際に、契約条件等の内容を定める「本会則」を入会ご希望のお客様に交付します。書面（入会申込書）または、自動受付機により入会申込みをされた方には書面により、インターネット等の方法により入会申込みをされた方には電子メールによって、「本会則」を交付します。また鶴屋百貨店ホームページから「本会則」をダウンロードすることができます。「本会則」は契約条件を記載したものですから、入会をご希望のお客様は「本会則」の内容をご理解のうえ大切に保管してください。
- (2) 「本会則」を紛失等された場合には、申し出により、所定の手続きを行い、速やかに「本会則」を再交付いたします。

第6条 会員証兼お買物カード

- (1) 契約成立により会員となられた方には会員証兼お買物カードをお渡しいたします。会員証兼お買物カードは第9条に規定されるお買物カードとしてご利用ができます。また、会員証兼お買物カードは、商品等とお引き換えの際及び各種特典をお受けになる際並びに各種手続きをする際等に必要となりますので大切に保管してください。
- (2) 会員証兼お買物カードの紛失、盗難または破損の場合には、申し出により、所定の手続きを行い、会員証兼お買物カードの再発行をいたします。その場合、再発行1件につき300円（税込）の手数料をいただきます。なお、その場合は、旧会員証兼お買物カードは無効とします。また、会員証兼お買物カードの紛失または盗難により、商品等とお引き換えできるお買物カードの残高を失われた場合には、本会はその責任を負いませんので、ご了承ください。

第7条 本人確認

各種手続きにおいて本会が必要と認めた場合には、会員ご本人を証明するもの（運転免許証等の写真付公的書類等）の提示を求めることがあります。

また、会員ご本人以外の方が各種手続きをされる場合は、委任状等本会が定める書類をご提出していただきます。

第8条 住所変更等の届出

- (1) 入会の際に届け出た住所、氏名、預金口座等についてご変更があった場合は、すみやかに本会まで届け出てください。この届出が無い場合には、本会への届出済みの内容に従って本会が発した通知は、会員に達したものとみなします。また住所等が変更となり本会に通知が無い場合には、会員証兼お買物カードのお渡し等ができない場合もありますので、ご注意ください。
- (2) 会員は、本会が認めた場合を除き、この契約に基づく権利を譲渡し、または名義変更を行うことはできません。

第9条 積立金（会費）完納と会員証兼お買物カードのお渡しについて

- (1) 積立金（会費）の完納とは、契約金額を最終月まで毎月継続して払い込むことをいい、満期とは、最終の払い込み期限のことをいいます。満期のご案内は会費完納期に合わせ、ご持参払いの場合は店頭にて書面で行います。預貯金口座自動振替の場合でメールサービスご利用の方はメールにて、メールサービスを利用されない方は郵送にて行います。
- (2) 本会は会則による積立金（会費）完納及び満期後、ボーナスコース及びキッズコースは第4条(3)項記載の積立コースの種別により満期積立額にボーナスを加えた合計額相当を会員証兼お買物カードとしてご利用できるようにしてお渡します。お買物の際は、積立金（会費）が優先的に充当されるものとし、ボーナス部分は最後に使用されるものといたします。
- (3) 会員証兼お買物カードは、預貯金口座自動振替の方は、積立金（会費）完納及び満期後1カ月以内の一定日以後に自動的にチャージされます。ただしカード紛失届・盗難届が出ているカードについては

自動チャージされません。持参払いの方は友の会窓口または満期払出機で所定のお手続きによりチャージされます。窓口でお手続きの際は会員証兼お買物カードの他、ご本人様の確認書類（運転免許証・健康保険証等）または印鑑が必要となります。自動受付機でお手続きの際は会員証兼お買物カードと暗証番号が必要となります。※法人会員は自動チャージ及びメールサービスの対象外となります。満期お受取及び継続は窓口又は自動受付機でのお手続きとなります。また預貯金口座自動振替の場合、満期通知は郵送のみとなりますが、コース毎の毎月の事務手数料14円（税込）は発生いたしません。（窓口持参の場合は通知はございません）なお、法人会員が窓口でお手続きされる場合は、会員証兼お買物カードの他、法人様の委任状、お手続きされる方の確認書類（運転免許証・健康保険証等）が必要です。

- (4) お渡しした会員証兼お買物カードは他人への譲渡はできません。また、商品等にお引き換えするまで盗難、紛失等には十分ご注意の上、お客様ご自身の責任において大切に保管してください。万一災害等の場合は、遅滞なく本会にお申出ください。その理由が正当かつ妥当なものと認められる場合に限り、所定の手続きと期間をもって再発行を承ります。なお、再発行までに使用された場合は、この限りではありません。
- (5) お買物カードを安全にご利用いただくため、1日のお買物利用限度額を10,000円単位で設定することができます。なお、解除はご本人確認後本会にて行います。また、再設定は会員様より1日お買物利用限度額申請書を提出していただき本会で行います。
- (6) お買物カードの悪用被害を回避するために本会が必要と認めたとき、一時的にお買物カードの利用を停止する場合がございます。

第10条 商品引換等

- (1) 会員証兼お買物カードをご提示いただければ、㈱鶴屋百貨店及び各出張所、サテライトショップ各店、関連グループ各社、並びに鶴屋オンラインストアにおいて、会員証兼お買物カードのお買物可能残額の範囲内で商品等とお引き換えできます。また鶴屋パーキングの駐車料金のお支払いにもご利用いただけます。ただし、次の商品のご利用除外となります。商品券・共通商品券・印紙・切手・ハガキ・宝くじ・地金類・航空券・宿泊券・JR券・バス回数券・損害保険・クレジットの支払い及び当店が特に指定するもの等。会員証兼お買物カードのお買物可能残高は、お買上げ時のレシートに記載されますので必ずレシートを保管して下さい。なお、詳細については、友の会窓口へお問い合わせください。
- (2) 予め、下記(イ)から(ハ)に定める事項に合意し、本会に暗証番号を登録いただいた場合、㈱鶴屋百貨店が運営するインターネット上の鶴屋百貨店のホームページにおけるオンラインストアにおいて会員証兼お買物カードをご利用いただけます。なお、店頭でのご利用の場合と同じく、前項ただし書きに記載のとおり、一部お引き換えできないものもございます。
 - (イ) 鶴屋百貨店ホームページにおけるオンラインストアにおいて会員証兼お買物カードをご利用いただく際には、お買物カード番号及び暗証番号を入力いただきます。
 - (ロ) 会員は、予め、所定の方法により、4桁の暗証番号及びその他本会所定の事項を第16条記載の本会窓口にて申告して暗証番号の登録を行うことが必要です。
 - (ハ) 会員の暗証番号の登録及び変更の手続きは、第16条記載の本会窓口にて行うこととします。
- (ニ) 本会は、会員が申告した暗証番号について、本会が適当でないときに変更を求めることができ、会員はこれに応じて暗証番号を変更するものとします。
- (ホ) 会員は、暗証番号を申告する場合、数字の組み合わせとして、同一数字の4連続など法則性を推知されやすいもの、または会員の生年月日、電話番号など第三者に容易に推測されやすいものを避けるものとし、登録された暗証番号を他人に知られないよう、善良なる管理者の注意をもって、暗証番号を管理するものとします。登録された暗証番号が他人により使用された場合は、そのために生じた損害は、会員にご負担いただくこととなります。ただし、登録された暗証番号の管理について、会員に故意または過失がないと本会が認めた場合は、会員のご負担とはなりません。
- (ヘ) 会員が暗証番号を忘れた場合、本会では暗証番号の照会に回答することはありませんので、会員は、改めて第16条記載の本会窓口にて暗証番号の再登録を行うことが必要となります。

第11条 個人情報の利用等

(1) 本会は、本会則に基づき、商品の売上の取次業務及び会員あての各種ダイレクトメール等での営業のご案内のため、ご入会の際にお届けの個人情報(お名前・ご住所・生年月日・メールアドレス・契約コース名・口座振替積立の場合の口座番号・銀行名等)を、安全管理のために必要かつ適切な組織体制の構築及び社内規定の策定をした上で収集・利用いたします。

なお、ご入会時にお届けの個人情報の変更につきましての「変更届出用紙」も、ここに規定する「個人情報の利用等」の内容に則して取り扱います。

(2) 本会と個人情報の提供に関する契約を締結する鶴屋百貨店及び関連グループ各社は、会員あてに各種ダイレクトメール等で営業のご案内のため、会員の同意の上で、個人情報を利用いたします。

ただし、会員は本会に対し、このような目的のための個人情報の提供に関し中止を求めることができます。

なお、ここに記載の鶴屋百貨店及び関連グループ各社とは、次に掲げるものを言います。

鶴屋百貨店：本館・東館店内の各売り場及びショップ／エリア事業として展開の各店舗／外商の各地域出張所及び併設店舗／鶴屋トラベルサロン

関連グループ：鶴屋商事株式会社(フーディワン各店)／株式会社鶴屋フーズ(レストラン部門)／株式会社熊本文化の森

(3) 会員は本会に対し、会員ご自身の個人情報を開示するように求めることができ、開示請求により会員ご自身の個人情報の内容が不正確または誤りであることが明らかになった場合には、会員は本会に対して訂正等を求めることができます。

開示請求にあたっては、1回の請求にあたり手数料500円(税込)を頂戴いたします。また、個人情報の開示及び利用目的に関して、郵送等でご通知させていただく場合は、別途実費を頂戴することができますので、ご了承ください。

また、個人情報保護法上の手続き違反があった場合には、利用停止を求めることができます。

(4) 各種ダイレクトメール等での営業のご案内の中止の申出や個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせは、第16条に記載の「友の会に関する相談窓口」までお願いいたします。

第12条 解約等

(1) この契約は、会員の申出により、解約することができます。

(イ) 積立期間完了前(積立途中及び積立金完納)の場合には、既に払い込みの積立金(会費)に相当する額の現金を本会から受領することができます。

(ロ) 積立期間満了後のボーナスコース・キッズコース(会員証兼お買物カード受領後)の場合は、それまでに商品等にお引き換えされた会員証兼お買物カードの残額からボーナス部分を差し引いた金額を第9条の(2)の内容に基づいて現金で本会から受領することができます。(従ってボーナス部分を享受できないこととなります)

(2) 本会は、会員が次のいずれかに該当したとき、その他本会において会員として不適格と認めたととき、会員の会員資格を取り消すことができます。

また、この場合は、会員側の事由による解約として、上記(1)(イ)により取り扱わせていただきます。また、本人以外のお手続きの場合は、本会の定める書類を提出していただきます。

(イ) 第2回目以降の会費の払い込みについて、本会の定める期間(払い込み期日より3カ月)を超えて遅滞された為、本会から20日以上相当の期間を定めて、その払い込みを書面にてご催告したにもかかわらず、その期間内に払い込みがなかった場合には、その期間は、会員側の事由による解約として、上記(1)(イ)により取扱わせていただきます。

(ロ) 入会申込書その他の届出に虚偽の記載があったとき

(ハ) 本会則のいずれかに違反したとき

(ニ) 第三者への譲渡転売その他不正の目的での入会であると本会が判断したとき

(ホ) 暴力団、総会屋等またはこれらに準じる反社会的勢力の構成員または準構成員である等の関わり合いがあることが判明した場合

(3) 会員は、本会が営業の廃止、許可の取消等割賦販売法の規定に該当することとなったとき、その他本会の責に帰すべき事由によって、入会の目的を達することが不可能になった場合には、解約することができます。

(4) 解約手続きは、ご本人確認の為、原則として友の会窓口にて行い

ます。その際には会員証兼お買物カード、ご印鑑が必要となります。また、会員ご本人様を確認できる証明書(運転免許証・健康保険証等)の提示を求める場合がございます。ただしご本人様でない場合、委任状など本会の定める書類を提出していただきます。

なお、ご返金の方法は金融機関への振り込みとなり、振込手数料は会員様のご負担とさせていただきます。振込手数料の決定については会員様のご確認をいただきます。

(5) ご解約の場合、既にいただいた事務手数料のご返却は致しません。

第13条 解約に伴う積立金(会費)等の精算

(1) 会員が前条(1)及び(2)により解約されたときの精算は、(1)の解約の申出の日または(2)の催告期間の終了の日から45日以内(この項において「解約精算期間」といいます)に行わせていただきます。

なお、既に払い込みの積立金(会費)の額を請求する権利は、解約精算期間経過後5年間請求がない場合は消滅するものとします。

(2) 会員が前条(3)により解約されたときは、(イ)積立期間満了前の場合には、既に払い込みの積立金(会費)の額、及びその額に法定利率を乗じた額を合計した額の現金を、(ロ)積立期間満了後の場合には、商品等にお引換えされていない会員証兼お買物カードの額、及びその額からボーナス相当分を除いた額に法定利率を乗じた額を合計した額の現金を、遅滞なく本会から受領することができます。

(注) なお(ロ)において、ボーナス相当分の額は、商品等にお引き換えされていない会員証兼お買物カードの額にボーナス付与割合を勘案して1/13を乗じた額(百円未満切捨て)として計算させていただきます。半年コースの場合は商品等にお引き換えされていない会員証兼お買物カードの額にボーナス付与割合を勘案して1/16を乗じた額(百円未満切捨て)として計算させていただきます。

第14条 営業保証金及び前受金保全措置等

(1) 本会は、割賦販売法に基づき、会員が払い込みの積立金(会費)及び契約金額に相当する商品等にお引き換えされていないお買物券、会員証兼お買物カードの合計額の1/2に相当する額について、次の機関と営業保証金の供託及び供託委託契約の締結により前受金保全措置を講じています。

営業保証金

熊本地方法務局

熊本市中央区大江3-1-53 熊本第二合同庁舎

供託委託契約の受託者

日本割賦保証株式会社

東京都港区虎ノ門1-13-3 虎ノ門東洋共同ビル

株式会社肥後銀行

熊本市中央区練兵町1番地

ただし、上の機関については、本会の都合により変更する場合がありますので、ご確認に際しては、友の会窓口(友の会事務所)まで直接お問い合わせください。

(2) 会員は、既に払い込みの積立金(会費)または商品等のお引き換えされていないお買物券または会員証兼お買物カードの残額について、割賦販売法に基づき、営業保証金または前受業務保証金から弁済を受けることができます。

第15条 営業地域

本会の営業地域は次のとおりとします。

熊本県

第16条 友の会に関するご相談窓口

本会に関するお問い合わせ、苦情等はご入会された友の会窓口または友の会会社事務所にて承ります。

株式会社鶴屋友の会事務所

住所 熊本市中央区手取本町6番1号

T E L 096-327-3682

許可番号、経済産業大臣許可、友第8007号

この会則については、2021年9月1日より適用します。